

12・23 宇都宮事件が問いかけるもの

- 宇都宮事件の判決を受けて里親制度のあり方を考える -

昨年11月3日、栃木県宇都宮市の養育里親が、養子縁組を前提に委託された3歳の女の子を、叩いて死亡させる哀しい事件がありました。

私たち里親有志は、翌月の12月8日に宇都宮里親傷害致死事件を考える緊急集会を中野ゼロで開催しました。そこで、愛着形成の難しい子どもや育てにくい子どもを委託されながら、支援もなく孤立し、養育の責任のみを負わされる里親の実態などを話し合い、「乳幼児の原則里親委託」「里親への研修の義務化」「里親への支援の充実」などを、里親制度の充実に向けた緊急要望書としてまとめました。

そして、私たちは、2月6日の初公判から10月7日の判決まで、6回の裁判全てを傍聴してきました。しかし、「乳児院の養育の実態」「愛着障害などの育てにくい子どもの養育に関する情報提供が無いこと」「児童養護施設では、順子ちゃんの受け入れができなかったこと」「2ヶ所の日本人里親家庭でも『里親不調』で戻されたこと」など、リスクが高かったにもかかわらず、「児童相談所の支援が無かったこと」など、事件の背景はまったく語られず、証人喚問は李被告とご主人のみでした。

第5回目の論告求刑公判では、検察側は「里子が里親になじむためには、実親子以上に子どもに寛容の精神と無償の愛

が必要」「子どもにとって悪魔的存在となった」「卑劣かつ継続的な暴力」として、懲役6年を求刑しました。

10月7日の判決公判では、「専門の見地に基づく被害児の委託決定等の当否をあげつらうことには慎重でなければならぬ」としても、乳児院の記録等から見る限り、被告人夫婦との交流を図る外泊等の際、被害児は本件犯行の直接の原因と同様の行動様式である泣くなどの拒否的の反応を頻繁に示していたことが歴然としており、結果論的には、被害児の委託時期はもとより、弁護人が指摘するように、少なくとも委託後の児童相談所の対応が適切であったかどうかに関して、疑問が残らないではない。」と、児童相談所の対応に疑問を呈してくれましたが、懲役4年の実刑判決となりました。

被告側は控訴し、今後は、東京高等裁判所で審議が行われることとなります。

さて、この裁判の判決を受けて、「私たちは何が出来るのか」「日本の里親制度はどうあるべきか」など話し合いたいと考え、標記シンポジウムを開催します。年末を控え、お忙しいとは存じますが、ご参加くださるようお願い申し上げます。

主催 宇都宮事件を考える会

会場 神楽坂エミール 03-3256-3251

東京都新宿区赤城元町 1-3

地下鉄東西線 神楽坂駅 下車2分

日時 2003年12月23日(火・祝)午後1時～5時

申込み 先着100名(申込不要)

会費 1000円(資料代)

(郵送料などのカンパも受け付けています)

保育 10名 保育の必要な方は、事前にメール・

FAXのいずれかにてお申し込みください。

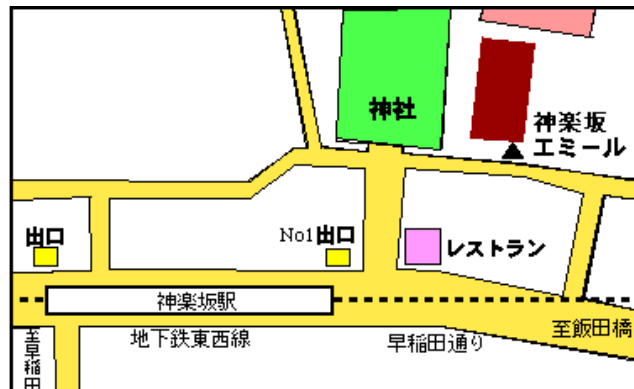
問合せ 宇都宮事件を考える会 URL <http://homepage1.nifty.com/foster-parent/>

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1

東京ボランティア・市民活動センター メールボックスNo.84

郵送される場合は、必ずメールボックスをつけてください。

GEE04236@nifty.com Tel 080-3127-9478 Fax 020-4664-8741



プログラム 基調報告 宇都宮里親傷害致死事件の経過報告... 事件の経過説明、裁判の傍聴報告をします。

控訴審弁護団報告... 控訴審に向けた弁護団の活動報告を行います。

海外事例報告「里子死亡事件の教訓・英日比較：丸投げ「里親委託」からの脱出を!!」

... 英国の里子死亡事件などについて津崎哲夫京都府立大学教授が報告します。

パネルディスカッション 宇都宮事件が問いかけるもの

基調報告を受け、弁護団・里親・虐待防止関係者・児童相談所関係者・学識者と、参加者として話し合います。

控訴審に向けた署名活動の採択

東京高裁に向けた署名の採択、カンパ等のお願いをします。

ご意見のある方は、手紙・メール・Faxでお寄せ下さい。当日資料としてまとめさせていただきます。